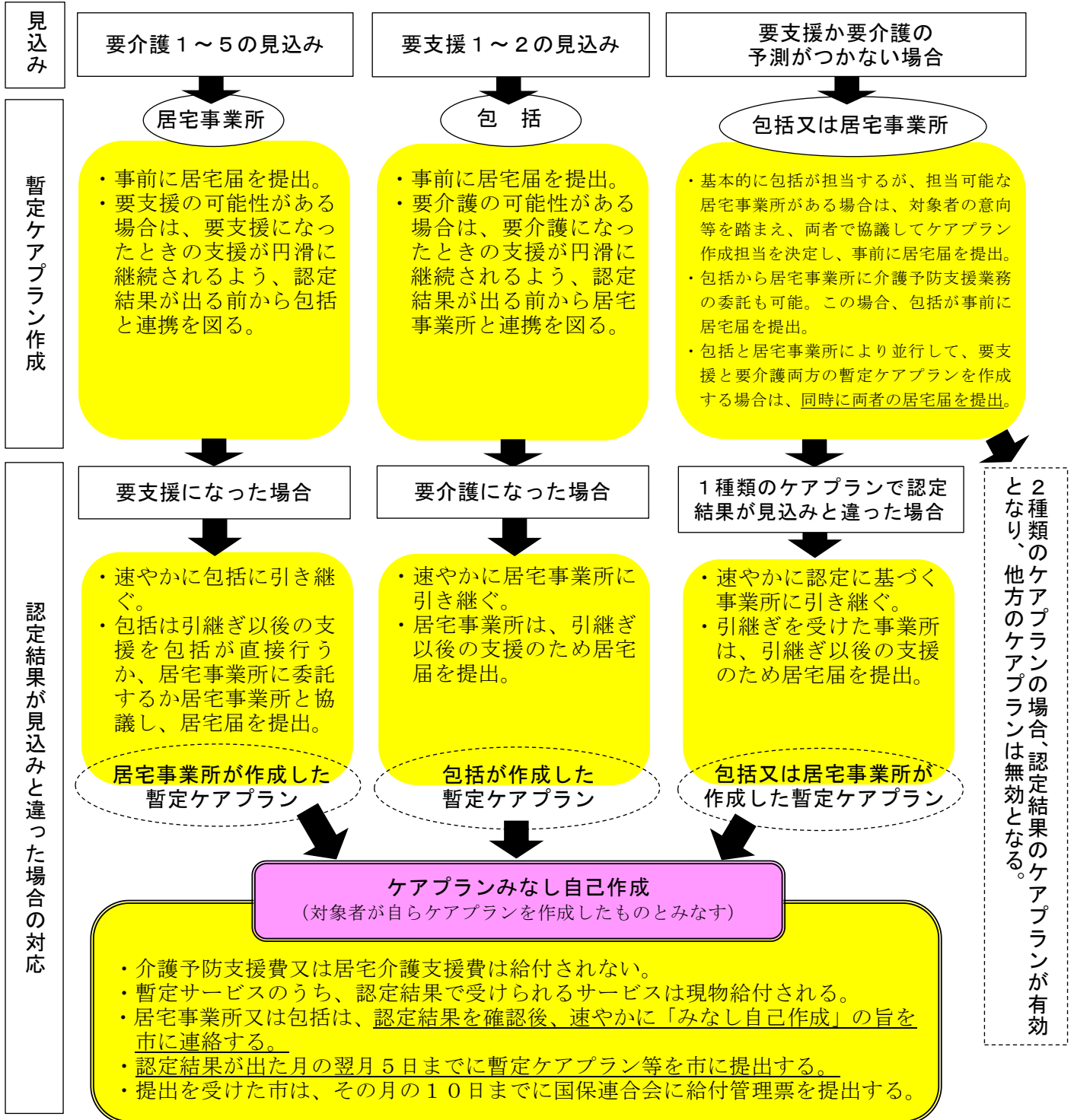


介護保険暫定ケアプランの取扱いフローチャート

居宅事業所・・・居宅介護支援事業所  
 包括・・・介護予防支援事業所

暫定サービスを利用する前提条件

- (1) 居宅事業所又は包括は「認定結果が出る前にサービスを利用する」必要性を確認する。
- (2) 利用料が全額自己負担になる可能性を説明、了解を得る。
- (3) 介護予防・居宅サービス両方の指定を受けたサービス事業所を利用するよう配慮する。
- (4) 暫定サービスを利用する前に暫定ケアプランを作成する事業所の居宅届を市に提出する。
- (5) 居宅事業所及び包括が連携するため対象者情報を共有する場合は、対象者等の同意を得る。



- ※暫定サービス利用に限らず、居宅届は市に提出した日以降で有効となる。
- ※本取扱いは、新規申請、変更申請の場合、更新申請中で前回認定有効期間満了までに認定結果が出ない場合の暫定サービスについて適用。
- ※要支援者が要介護を見込んで変更申請する場合、居宅事業所が暫定ケアプランを担当し、申請時に居宅届を併せて提出することが望ましい。
- ※長寿課では新規申請の際、暫定サービス希望で情報提供の同意が得られた場合、包括に連絡する。

●詳細は平成25年3月12日付け刈長第1346号「介護保険暫定ケアプランの取扱いについて」を参照。